小規模個人再生による再生計画取消

平成１５年（再イ）第１４６号

岐阜県関市下之保833番地５、開始決定時の住所岐阜県武儀郡武儀町下之保833番地５
再生債務者　國光　明人
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成16年３月５日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年８月15日　岐阜地方裁判所

平成１５年（再イ）第９５９号

東京都文京区小日向４丁目４―20―402
再生債務者　山城　光和
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成16年４月６日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年８月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成１６年（再イ）第１５７号

住居所不明、認可決定時の住所さいたま市桜区町谷３丁目28番５号町谷サンコート104
再生債務者　相澤　恵美
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成16年11月９日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成25年８月14日
さいたま地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による変更再生計画認可

平成２３年（再イ）第１６号

宮崎県日向市江良町３丁目33番地、再生計画認可決定確定時の住所宮崎県日向市平野町２丁目36番地
再生債務者　深田　智子
1　主文　本件変更再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月13日　宮崎地方裁判所延岡支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第６号

札幌市南区南沢４条２丁目７番29号
再生債務者　山崎　勤
1　決定年月日時　平成25年８月15日午後３時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月５日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月19日から平成25年９月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再ロ）第８号

神戸市須磨区妙法寺字口ノ川23番地の13
再生債務者　川元　之久
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月10日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月17日から平成25年10月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第１号

福岡県大牟田市曙町６番地９　プリンセス・ヴァレー905号
再生債務者　吉田　笑子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月15日
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（再ロ）第２号

青森県つがる市柏広須藤枝61番地２
再生債務者　原田　信悦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年８月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年８月15日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年八月一日
掲載頁　九十八頁（号外第一六八号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
平成二十五年八月二十三日
札幌市中央区南五条東二丁目二番地
（甲）株式会社不二商会
札幌市中央区南五条東二丁目二番地　代表取締役　尾崎　康成
（乙）有限会社ホテル山水
代表取締役　尾崎　喜代

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し、乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年十月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十五年六月二十一日に終了しており、乙は会社法第七八四条第二項の規定に基づき株主総会の決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を保有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加は致しません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十四日
掲載頁　一八七頁（号外第一三三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年六月二十七日
掲載頁　六十二頁（号外第一三七号）
平成二十五年八月二十三日
埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目三八番地
（甲）株式会社富士薬品
代表取締役　高柳　昌幸
東京都青梅市藤橋二丁目五六八一番地の四
（乙）株式会社ドラッグストアバイゴー
代表取締役　藤垣　孝典

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月三十一日
掲載頁　九十八頁（号外第一六七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年七月三十一日
掲載頁　九十八頁（号外第一六七号）
平成二十五年八月二十三日
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目六番四号
（甲）イーダ株式会社
代表取締役　飯田　博朗
東京都中央区日本橋馬喰町一丁目六番四号
（乙）株式会社関西イーダ包装
代表取締役　飯田　博朗

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を行います。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年八月十六日
掲載頁　三十七頁（号外第一七九号）
平成二十五年八月二十三日
東京都千代田区大手町一丁目九番七号
（甲）株式会社ラグタグ
代表取締役　松原　一平
東京都中央区銀座六丁目二番一号
（乙）株式会社アールホールディングス
代表取締役　高橋　直樹